

## 募集要項

### 1. 本事業の概要・目的

滋賀県中小企業等への支援による地域経済活性化事業補助事業の一環として、近江八幡商工会議所パソコン教室の受講料の補助を行います。期間中に対象講座を受講・修了した場合、各講座の標準時間分（下記参照）の受講料（機器使用料・教室維持費を除く）を補助します。なお、実際の受講時間が標準時間を下回った場合は、受講時間分の受講料の補助とします。

コロナ禍の経営者を支える補助金もWEB申請が主流となっている中、これまでパソコンに触れる機会がなく苦手意識から申請自体をあきらめてしまう小規模事業者も少なくありません。そのような事業者に向けて、受講料の補助を行うことで、まずはパソコンに慣れていただく機会を設けることを目的とします。

### 2. 対象者

近江八幡商工会議所会員・特別会員事業所（県内）、近江八幡市内（安土町除く）の会員でない事業所の事業者・役員・従業員・専従者

### 3. 対象講座（標準時間数）※複数の講座について申請可能（講座毎に申請は必要）

- ・はじめてのパソコン パソコン入門（10） / 保存・編集（4）、・パソコン入門 よくばり講座（8）
- ・知って得するパソコントラブル対応講座（8）、・魔法のパソコンテクニック講座（8）
- ・初心者脱却！パソコンなぜ？なに？講座（8）、・ワード 入門（8） / 基礎（15） / 応用（21）
- ・エクセル 入門（8） / 基礎（15） / 応用（21）、・インターネット 入門（8） / 活用（10）
- ・メール入門（4）、・弥生 会計（14） / 給与（9）

### 4. 対象期間

令和3年5月20日（木）～令和4年1月31日（月）に受講開始・修了したものとします。  
なお、開始・修了のどちらかが期間外にまたがる場合は補助対象外とします。

### 5. 申請締切

令和3年12月24日（金）但し、申込状況により変更する場合があります。

### 6. 必要書類・提出先

近江八幡商工会議所会員・特別会員事業所：

- ・パソコン教室受講料補助申請書 提出先：パソコン教室窓口

近江八幡市内（安土町除く）の会員でない事業所：事業実態確認のため、近江八幡商工会議所にて受付

- ・パソコン教室受講料補助申請書
- ・代表者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバー等）のコピー
- ・令和2年分の確定申告書第1表（収受日付印のあるもの）のコピー

（令和3年1月以降に開業された方は開業届） 提出先：近江八幡商工会議所

### 7. 入金

パソコン教室に受講修了を確認後、指定口座に翌月21日に振込。※第1回目：9月21日（火）

### 8. お問い合わせ先

近江八幡商工会議所 滋賀県近江八幡市桜宮町231-2 0748-33-4141（担当：カワダ）

※講座・カリキュラムについてのお問合せ

近江八幡商工会議所パソコン教室

滋賀県近江八幡市鷹飼町179 AQUA21 1階 0748-36-3123